

# 【K-010C号】 加入者被保険者種別変更届(第3号被保険者用) 記入要領

身元確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)のご提示をお願いします。  
届出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。

1	基礎年金番号										フリガナ <b>ネンキン イチロウ</b>			生年月日			性別		
	1	2	3	4	-	5	6	7	8	9	0	届出者 氏名	<b>年金 一郎</b>			5:昭和 7:平成	年	月	日
住所	フリガナ <b>トウキョウト マルマルク シカクサンカク 1-2-3</b>										2 連絡先電話番号 ( 1 2 - 3 4 5 6 - 7 8 9 0 )								
	<b>東京</b> 都道府県										●● 市市区町村			□△ 1-2-3					
3	被保険者種別										変更年月日		4						
	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号被保険者から第3号被保険者になった										7:平成 9:令和		0 1 1 0 3 1						
	<input type="checkbox"/> 第2号被保険者から第3号被保険者になった <input type="checkbox"/> 任意加入被保険者から第3号被保険者になった																		
5	掛金額区分 ※どちらかに○を付けてください										6 毎月の掛金額								
	①: 掛金を毎月定額で納付します										2 3 0 0 0								
②: 納付月と金額を指定して納付します (「加入者月別掛金額登録・変更届」を添付してください)																			
7 従前の掛金納付方法 (第2号被保険者から第3号被保険者になった方のみ)										①: 事業主払込 ②: 個人払込									

## ＜注意事項＞

- この届書は、第1号被保険者、第2号被保険者、任意加入被保険者から、第3号被保険者に変更となった場合に届け出る書類です。
- 太枠内のすべての項目について、ボールペンではっきり、分かり易く記入してください。(選択肢は、数字の場合は○印を、□の場合はレ点を記入してください。)
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
- 原則として毎月の掛金額は1/26引落(前年12月分)～12/26引落(11月分)に1回のみ変更可能ですが、種別変更に伴う額変更は年1回の額変更を含めません。そのため、既に同年内に額変更を行っている場合も、種別変更に伴う額変更であれば、申請可能です。
- 種別変更と同時に氏名または住所を変更する場合は「加入者等氏名・住所変更届(K-005号)」をあわせて提出してください。
- 記入内容に不備があった場合は手続が遅延することがあります。
- 変更完了をお知らせする通知はありません。

### 1 基礎年金番号

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書を参照の上、基礎年金番号を記入してください。
- ・基礎年金番号が不明な場合は、日本年金機構にご確認ください。

### 2 連絡先電話番号

日中に問合わせができる電話番号を記入してください。(携帯電話の電話番号も可能です。)

### 3 被保険者種別

- ・該当する被保険者種別の変更内容を選択してください。
- ・該当する□にレ点を記入してください。

### 4 変更年月日

被保険者種別の変更年月日を記入してください。

### 5 掛金額区分

- ・掛金の納付は「0:掛金を毎月定額で納付します」または「1:納付月と金額を指定して納付します」のいずれかを選択し、該当する数字に○印を付けてください。
- ・「1:納付月と金額を指定して納付します」とは、指定した納付月のみ掛金を納付する方法、または毎月異なる掛金額を納付する方法を指します。
- ・「1:納付月と金額を指定して納付します」を選択する場合は、「加入者月別掛金額登録・変更届(K-030号)」をあわせて提出してください。

### 6 毎月の掛金額

- ・掛金額区分で「0:掛金を毎月定額で納付します」を選択する場合のみ記入してください。
- ・毎月の掛金額は5,000円～23,000円まで指定できます。
- ・掛金額は1,000円単位で指定してください。
- ・掛金額を変更しない場合は、現在の掛金額を記入してください。

### 7 従前の掛金納付方法(第2号被保険者から第3号被保険者になった方のみ)

- ・該当する番号に○印を付けてください。
- ・「1:事業主払込」を選んだ方は、「加入者掛金引落機関変更届(K-006号)」をあわせて提出してください。
- ・現在の掛金納付方法が個人払込の場合は、現在使用している個人口座を引き続き、利用することができます。